

議案第75号

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

条例 別記のとおり

令和2年6月5日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。